

## 第2章 入職の態様が示唆すること

障害のある人が職業自立のための支援措置を利用する場合、障害者の雇用の促進等に関する法律が定めるサービスに併せて、通常の職業自立のためのサービスを利用することができる。しかし、前述したように、学校から職業の世界へ移行するために学校が担っているサービスを利用できるタイミングは限定されている。そこで、“職業リハビリテーションの支援を利用したかどうか”，また“新規学卒として入職したかどうか”によって、職業に就くまでの過程で利用できる教育・訓練機関の種類や入職を実現するために必要な支援、職業生活を維持・継続するために利用できる支援の内容が異なるに違いない。

これまで述べてきたように、職業リハビリテーションとしての支援のあり方は、障害受容の問題と深く関連する。そこで、現行の“通常の職業自立のための支援措置”並びに“障害のある人を対象とした職業自立のための支援措置”をどのように利用したかによって、入職をめぐる4つの移行の態様を示した（第I部第3章）。ここでは、「学習障害」の青年に対して、どのような職業リハビリテーションを提供することが求められているのかを明らかにするために、障害者の職業自立に関わる支援措置の類型毎に検証することを試みる。

なお、この類型は、“通常の職業自立のための支援措置”では十分でない人々、つまり、“障害のある人を対象とした職業自立のための支援措置”に関する一般的な枠組みに他ならない。したがって、ここでは、実際に就労した個人への面接調査を通して、障害受容と職業リハビリテーションの課題を検討することになる。

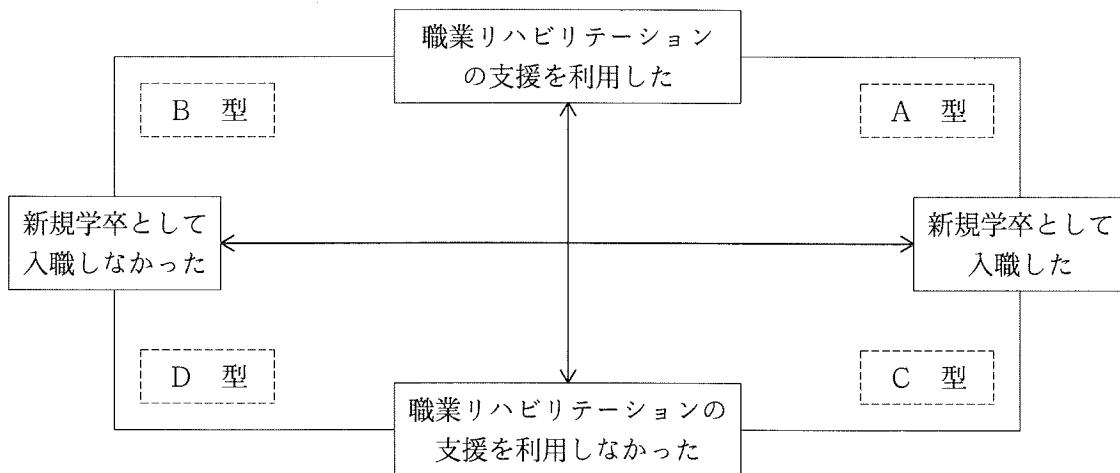


図3-4 入職に利用した制度に基づく対象者の類型

以下に対象者の概要を示す。

### 対象者の概要

事例	年齢	性	「学習障害」の診断/判定	生活自立		教育歴				勤め先の概要			その他の
				家族		小学校	中学校	高校	主訴	業種	企業規模	給料	
A 1	19	男	小児科（8歳時）	母と同居	通常学級	特殊学級	養護学校 高等部	数概念の理解に遅れ、多動、転導、衝動的	ビル管理	1001人以上	12万円	入職に際し、療育手帳取得（18歳）	
A 2	45	男		父母、弟夫婦と同居	特殊学級	通常学級	養護学校 高等部	6才まで言語に遅れ「書字」に遅れ	製造業 (自動車)	1001人以上	25万円	療育手帳取得（18歳） 勤続27年	
B 1	24	男	教育研究所（15歳時）	父母、弟と同居	通常学級	通常学級	通信制課程 (私塾) 中退	学業に遅れ (特に描画、工作)	商品管理	301人以上	15万円	入職に際し、療育手帳取得（21歳）	
B 2	23	女	教育研究所（10歳時）	父母、妹と同居	通常学級	通常学級	単位制課程 高等学校	学業に遅れ (特に手順の理解)				中卒後、フリースクール在籍、放送大学中斷、職業訓練校入学のため療育手帳取得（23歳）	
B 3	24	男		グループホームで協同生活	通常学級	特殊学級		学業に遅れ (特に場面の理解が不適切)	電子部品 製造	15人	15万円	職業訓練校（金属工作科）終了 療育手帳は交付されていない 初職：訓練校紹介により就職（19歳～20歳） 転居により公共職業安定所経由で現職	
C 1	20	男	教育研究所（10歳時）	父母、兄と同居	通常学級	通常学級	専門学校	「読み」に遅れ 応用問題の理解困難	コンピュータ用紙加工	62人以下	17万円	残業手当込みで22万円程度支給	
C 2	20	男	小児科（10歳時） 教育研究所（10歳時）	父母、姉と同居	通常学級	通常学級	専門学校	「読み」「書き」に遅れ (特に記憶に困難)				初職：学校紹介により就職（18～19歳） 離職理由：依頼退職扱い（技能習熟困難） 療育手帳交付（20歳）	
D 1	26	男	児童相談センター（4歳時、10歳時）	単身アパート生活（実家に、父母と姉妹）	通常学級	通常学級	寄宿制 高等学校	手腕の協応動作困難、「書字」に遅れ	配達業	不明	35万円	初職：パン製造（18歳～25歳） 離職理由：技能習得困難、給与とボストに不満	
D 2	20	男		父母、姉と同居	統合学級 (*)	統合学級 (*)	専門学校	「書く」「算数」に遅れ				入職の経験なし 専門学校は2校目	

（注）評価値は、調査時点現在（平成8年12月）で記入したものである

A 2とB 3は「学習障害」児として成人したわけではなく、本研究の面接調査の対象ではなかったが、これまでに筆者が知り得た事例の内で本研究における対象者と比較検討することを意図したものである

\*：自閉症児と健常児の統合教育を教育方針としている学校（習熟度によって学級編成を行う）

### 第1節 支援を重ね合わせて入職した事例

#### 1. 事例A1：中学校特殊学級、養護学校から療育手帳を取得して入職

19歳の男性。養護学校時代の職場実習先に入職する際に、事業所から求められて手帳を取得。学校紹介により、卒業直後に正規職員として採用された（18歳入職、2年目）。

面接調査では、協力的で積極的であった。特に好きなマンガのことを説明する過程では言葉によど

みがなかった。学校時代の苦い思い出は小学校低学年の頃の経験でさえ非常に鮮明であり、傷の深さを表わしている。現在は、青年期の課題である「親からの自立」に向き合っており、「自分でやりたい」が「ひとりではできない」、「いわれたことに従うのは嫌だ」が「さからうことができない」などの葛藤が精神的にも苛立たせている様子であった。こうした苛立ちは、通常、もっと早い時期に経験することであり、精神的な成熟の遅れが認められる。

## 1) 家族の障害受容

### ① 発達期の障害の概要

母親は、何よりも知能検査に対する不信を主張する。数値は正常だといわれ続けたが、小学校では周囲の生徒が彼を「お世話する」対象としてみていたという。極端な多動に加え、算数が苦手で数字をみると逃げ出す、今日覚えたことを明日まで覚えていられない、身の回りのことが自分でできない、というわが子が“正常域だ”という検査結果には納得がいかなかったのである。多動傾向は小学校4年以降、次第になくなつたが、通常学級の指導についていくことができなかつた。

ひらがなや漢字の習得には困難はなく、本を読むのは好きだったが、算数の計算や時間の把握に特に困難があつた。また、一日の記録を日記という形で残すことに困難が大きく、旅行などの楽しいエピソードの記憶を「忘れた」と言うことが多かつた。

### ② 教育歴の形成

小学校通常学級では、高学年になると学力面で他の生徒との差が開く一方で、自信をなくしていったことから、中学校通常学級への進学は断念している。高等学校受験をめざした教育課程では困難が大きいとの判断である。また、小学校高学年時は、いじめの対象となるというより級友から「お世話される」存在であるとされており、教室移動や道具の整理整頓等、『お世話係』の数人にまかせきりでよいとされていた。したがつて、親としては、自分では何もできない子どもになつてしまふのではないかという恐れを抱くことになる。教育課程にゆとりのある私立中学校を検討した背景がここにある。しかし、出歩くことが苦手で交通機関を一人で利用できること、地域から離れると友人がいなくなること、などにより公立中学校特殊学級を選択することになる。

中学校では、知的な遅れが比較的軽度のこと、繰り返して学習し身体で覚える授業であること、により自信をもつことができるようになる。こうした経過の中で明るく振る舞うようになり、劣等感が薄れていったことから、進路選択が適切であったことが確認されたといえる。しかし、中学校2年半ば以降、重度の遅れの生徒が多い中では知的な要求に応えてもらいにくいことから、自らの力をもてあまし気味になるという経験もした。こうした問題を解決するために、「学習障害」児親の会のメンバーと協力のうえ、週末の休日を利用してハイキン

グや調理などの活動を企画したという。

高等学校への進路選択に際しては、訓練校等への進学実績がなかったために、養護学校高等部以外の選択肢はなかった。高等部では、作業訓練を中心であった点は中学校と同様の不満が親子にあった。しかし、「自分のハンディに対して、社会でたときにどういう風に援助を求めていくか」という教育の結果、本人が自分の障害に対して関心をもつようになっていった点は評価している。

### ③ 入職に関する方針

発達期にはIQが療育手帳の交付の対象範囲に該当しなかった。しかし、特殊教育により、知的障害児として教育することを早くから選択した母親は、確固とした信念を持って手帳の申請を行い、就労のために“遅れている”領域を主張し、交付をかちとった。

## 2) 本人の障害受容

### ① 学校時代の経験

A 1 氏によれば、通常学級で教育を受けていた間は、学校教育の流れについていけなかったという。彼は苦手な科目として、算数と体育をあげる。『頭が腐っている』と言われ、「お荷物」扱いされる中で、彼は「学校に行くとやる気がなくなっちゃって」、自分を見失っていく。低学年の時には、いじめに対し衝動的に対応し、殴り合いの喧嘩になることがしばしばであった。彼によれば「頭に血が上ると、周りのことなんか全然目に入らなくなっちゃう」。したがって、「いいことは何もない毎日で、行きたくない」と思いつつ、「我慢した」日々であったということになる。

特殊教育に措置されてからは、自分よりも障害の重い子どもを「お世話する」役割を体験し、リーダーシップを發揮する場面を経験する。学科の成績では「体育以外は、一挙に上に上がった」という。マンガを描くことが好きで、ファミコンに熱中したりするのはこの頃からである。能力に見合っていたかどうかは別として、とりあえず自分自身の存在意義を見いだしていったとみることができる。そして、養護学校における作業訓練を体験し、働くことを受け入れたと考えられる。

### ② 学校から職業の世界へ

自らの適性を考えた場面は、養護学校時代の職場実習であった。彼によれば、「ハイテクの建物が嫌い」「自然が好き」「人づきあいは嫌い」「人が多いのは嫌」「力のいる作業は無理」「職場が遠いのはダメ（交通機関の利用は困難が大きい）」などの特徴は、クリーニング、製本、スーパーの商品陳列、清掃に関する職場実習の中で見いだしたものであった。それまでに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、児童相談センター等でも、職業指導関係の相談を受

けてはいるが、彼の印象には残らなかったという。

草木を育てたり動物を飼育することが仕事としてできるのであれば、それが最善であるという気持ちが強い。職業選択において、希望と適性が一致すれば葛藤は少ない。したがって、実習で経験した中から、自分にできそうな仕事を選んだという点で、体験的な学習の意味は大きい。

### ③ 療育手帳の問題

障害に対する理解は、養護学校在学中に深まった。自分自身もハンディキャップがあることを受け入れたが、同級生の障害の程度と比較検討のうえ、「軽いやつとつきあった」という結論をだしたのである。

療育手帳が入職にあたって必要であるという指導は、学校並びに母親から説明された結果、彼自身も検査を受けたときに「必要です」と主張している。しかし、現時点では「役に立っているのかどうか、わからない」という気持ちは強い。

## 3) 職務遂行上の問題

入職20ヶ月の現在、ビル管理会社で清掃業務を担当している。高齢者が多く、軽作業で、実質的には短時間労働である。A1氏の目下の職業上の問題は、彼自身によれば、手順を一度で理解できないこと、仕事が変わると即座には対応できないこと、であるという。彼は、メモに書く、何回も注意してもらうように頼む、などで対応してきている。「給料はもらいすぎだ」と言うくらい楽な仕事ではあるが、それでも「体力がないからちょうどいい」と考えている。周囲は高齢者で、かわいがられている。

当面、職務遂行上の問題については解決の方法が明らかになっている。こうしたことから、現職の継続に特段の問題は見いだされていない。これは、障害者雇用に関し、「精神薄弱」者として法定雇用率の実雇用率算定の対象として雇用されていること、役所のビル管理を担当する大規模事業所として将来的にも安定が見込まれる会社に雇用されていること、加えて、職場の高齢者にかわいがられていること、によっている。

しかし、植物を育てる仕事についてみたいという転職の希望がある。もっとも、彼の時間展望は、目標があってそれを実現するためには、今、何をしておこうというものではない。したがって、誰かが積極的な場面設定をしない限り、あるいは現職の継続が困難にならない限り、希望は希望としていつまでも持ち続ける可能性も強い。

最後に、「LDではない」「手帳は自分には役にたっていないと思う」などの発言からみて、生活設計の変更が起こる場合には、母親の意向にそった初職入職とは異なる方法が彼によって選択される可能性がある。

## 2. 事例A2：中学校通常学級、養護学校から学校紹介で療育手帳を取得して入職

45歳の男性。養護学校在学中に新聞広告をみて担任に相談、正規職員として採用された（18歳入職、27年勤続）。

面接調査では、非常に協力的で積極的であった。特に好きな自動車の製造工程の歴史的な変化を説明する過程では言葉によどみがなく、自動車の部品名に詳しくない面接者は、専門的な用語を駆使した説明が的確であるのかどうかをその場では判断できないほどであった。後に説明は実に精緻なものであったことが了解できた。しかし、会社の経営者に対する関心については、固執的なものがあり、ここには“硬さ”が認められた。それ以外は仕事も余暇も好きなことに伸び伸びと取り組んでいることが感じられた。

### 1) 家族の障害受容

#### ① 発達期の障害の概要

始歩が2歳、言葉の遅れが6歳まで顕著であるなど、発達の遅れがあり、就学前から医療機関に相談して周産期の異常による障害と診断されている。言語発達遅滞があり、10歳までサ行がはっきり言えなかつたが、養護学校高等部入学時には言語発達の遅れはなくなっていた。学校時代に困難であったこととしては、固執的である、書字表現が苦手である、運動機能の発達に遅れがある、火の使用に対して臆病である、などがあげられている。

乗り物（自動車や電車）に関心が高く、この分野に関しては、経済新聞、経営に関する専門雑誌、勤務先企業の有価証券報告書（大蔵省発行）などを買い求めて好んで読む。企業体幹部の情報に通じており、動静や趣味に詳しい。算数の計算に困難はない。

#### ② 教育歴の形成

小学校では、2年から特殊学級に転入した。ここで親子にとって、生涯の支えとなる出会いがあったという。この時の担任教師は、母親にとってはその後の進路、生活全般についても相談する相手となる。また、この担任教師の息子は小学校4年からA2氏の家庭教師を務めることになるが、彼にとっては、この人がその後の相談相手となる。

中学進学に際し、母親は「1～2年生の時には普通学級でもいいけど、3年生になるときにはだんだん難しくなるから特殊学級の方がいいんじゃないかな」と考えたが、「6年生の時にIQが境界域だったので、特殊学級の中学校よりも易しい中学に行った方がいい」とのすすめで私立中学校に進学した。ここでは、小規模学級だったこともあって、のびのびと過ごすことができた。しかし、高校へ上がるといじめられたりするのが不憫だという判断で、養護学校高等部進学を決めた。この時の決断に際し、障害児に対する特殊教育のあり方や作業学習を通して学ぶ

ことの意義について、中学校の担任教師から貴重な示唆を受けたという。

高等部では、就労支援を教育課程に位置づけており、その後の入職から勤続27年の現在にいたるA 2氏の職業生活を振り返って、母親は本人にとって最も適切な学校選択であったと受けとめている。

### ③ 入職に関する方針

在学中に療育手帳の交付を受け、学校紹介で就職することを希望する。障害者雇用に関する実雇用率の算定に「精神薄弱」者が含まれるようになったのは昭和62年の法改正によるが、母親は現在の就労継続の背景要因に障害者の雇用の促進等に関する法律による支援をあげている。

就職先の選択に際し、A 2氏はいつも新聞の切り抜きを持っていたという。それは、自動車製造工場の社員募集の広告で、「自動車が好きだから自動車関係に勤めたい」という強い希望を表わしていたのである。高等部の担任教師が会社に照会し、採用された。

## 2) 本人の障害受容

### ① 学校時代の経験

A 2氏によれば、「小学校の時の先生の息子が養護学校の校長をやっていて、その時はぼくの家庭教師をやってた……ぼくが小学校の時に、その人は大学生だった」というが、何かにつけて相談できる相手であり、その後の彼の生活を支えることになる。

35年も前の話であるためかもしれないが、学校時代の思い出は担任教師や印象的であった教師の特徴として語られることが多い。これは、母親の学校選択の成果といえるかもしれない。彼の学校時代の経験は、教師とともにあったと言っても過言ではない。

### ② 学校から職業の世界へ

移行に役に立った学校時代の経験として、彼は職場実習をあげる。実習では4種の製造関係を経験した、現職が実現できなかった場合に、やってみてもいいと思った仕事は靴の製造だったという。彼によれば、「靴を作っていたかもしれない、自分で作るのは喜びがあるもんね、自分の手で作ったものが人の手にわたるのはうれしいじゃん」。

職場実習は、機械や部品、靴など製造関係の会社で行ったが、「どうしても自動車がいい」という希望により、高校3年の夏休みに1ヶ月のアルバイトがかなって職場経験をする。彼は「それがぼくの試験だったみたいで……林間学校も行かなかった」と説明する。

当時のことを彼が回想した表現のまま紹介してみたい。彼の状況や特徴が理解できると思われるからである。最初にアルバイトの時の給料額を聞いたところ、現在の給料を応えるなど、会話の流れをつかむ点に若干の問題があった。しかし、以下の説明には、時間についても数についても計算についても困難がないこと、加えて、現在の給与明細の内容を理解し、正規雇用

とアルバイトの違いを理解していることが明らかとなろう：「アルバイトは失業保険もないし、組合費とかもないから、もう量は多い……実質のアレだけだから……高校3年の時には、昭和44年だから……10万はもらわなかつたと思うね……あの時代、学生の初任給はどのくらい？

高校生は、24年くらい前は？……（7万とか8万とかじゃない？〔面接者〕）……そうするところは6万くらいじゃないかな……それは、昼間だけしかやってないし……今でも昼間だけだけど……」。

### ③ 療育手帳の問題

給料が少なくなると「愛の手帳を使おうかなあ」と言っているという。彼にとって最大のメリットは運賃の割引である。休日の趣味の活動は、その時の気に入りの電車に乗ることであるが、趣味が高じてバスや電車の関係者に知り合いが増えており、顔見知りの人がバスを運転していると、手帳を出さないこともある。しかし、原則的には「役に立っている」という印象をもっている。

職場では、年末に呈示を求められるが、封筒にいれて受け渡しをするという配慮があり、A2氏が障害者であるとみる同僚は、これまでいなかったという。

### 3) 職務遂行上の問題

作業遂行能力の面で特段の配慮が必要なかつたことは、残業を含め、昭和62年まで18年間は作業そのものについては特段の配慮もなくラインの仕事に従事していたことからも理解できる。会社側の配慮は、夜勤を免除すること、直属の班長が相談相手としてよく話を聞いてくれたこと、それが入社以来20年間続いたこと、であった。風邪を引きやすい、疲れやすいなど、体力的な問題は入社当初は顕著であった。しかし、母親は「次第に丈夫になった」「前は残らなかつた休暇が、あまってしまうんです」という。

加齢とともに体力低下の問題は40歳くらいからでておらず、ラインの仕事からはずれる、疲れやすくなる、食欲が減退する、という点に現れる。ラインの仕事は何回か工程の変更や製造機種の変更があったが、その都度対応してきた。しかし、ロボット化がすすみ、体力的な問題と併せ、ラインを補助する部品調達の仕事へと配置転換されたのである。

職務遂行上の問題は、体力的に定年まで続けられるか、同僚も上司もA2氏よりも若くなり、職場では年長者になっているという事態に適応できるか、という2点であろう。彼自身も先の見通しをもっており、「第二の人生は、鉄道事業みたいとこで働きたい……今やめたら給料が少なくなっちゃうからできないけど……第二の人生はね……定年までは行って……退職金には手をつけないで……ほんとに自分の3度の飯より好きな仕事にありつきたい……それをおふくろに言ったよ……例えば、電車を洗う仕事とか、なんかあるでしょ、駅のホームの掃除とか、ああいうのをやりたいなと……朝から電車をみれるっていうのは私にとっちゃストレス解消で、健康のもと、エネルギーになるし」

ということから、無理がきかなくなったと感じた時点で退職という方針が出されるかもしれない。

## 第2節 職業リハビリテーションの支援を利用して入職した事例

### 1. 事例B1：中学校通常学級、私塾（含むアルバイト）を経て療育手帳を取得して入職

25歳の男性。中学校卒業後、職場実習を兼ねてアルバイト。その後、通信制高校に入学するが中退。地域障害者職業センターのすすめで手帳を取得。会社との“お見合い会”を利用し、正規職員として採用された（23歳：3年継続）。

面接調査では、協力的で誠実な態度であったが緊張が強く、汗をかきながら言葉を探すことが多かった。言語表現は得意でなく、聞かれたことに応えるのに一生懸命で、時には質問の意味が分からなくなることがあった。こうしたことから、彼が会話の流れを理解できるかどうかは、相手が受容的な態度で彼にあわせて言葉を選ぶスキルを持つかどうかに依存しており、相手の人柄によっては困難も予想される。面接の終了後、帰るきっかけがつかめず、結局面接者が駅まで送ることになったが、明確な指示がないと自分の行動に自信がもてないという一面が現れている。

#### 1) 家族の障害受容

##### ① 発達期の障害の概要

中学校が実施した知能検査（集団式）の結果により、担任教師から教育相談を受けることをすすめられ、教育相談所で知能検査（個別）を受けていた（中学1年）。そこでは、言語性の遅れは指摘されなかったが、動作性に著しい遅れの領域が認められた。しかし、指導の指針を示されなかっただけで、それ以降、母親は「絶えずおかしいと思っても、何もしてくれなかっただけで、どこに相談に行ったらいいのか」と思い続けることになる。遅れの心配は、漢字や計算の問題ではなく、絵や工作が苦手で、文章にならない作文を書いていたこと、空間認知が悪いこと、であったという。

学業につまずいていることは早くから気がついていたが、これを「知恵遅れ」ではなく「学習障害」と受けとめるようになったのは、彼が中学生になった時期であったという。きっかけは、「学習障害」児親の会主催の講演会の記事を新聞紙上で読んだことによっていた。わが子の特徴が紙面で紹介された「学習障害」児の特徴に該当することから、「学習障害」の専門家を訪ね、教育研究所で「学習障害のように思う」という判断を得ている（中学3年）。

## ② 教育歴の形成

中学校まで、一貫して通常学級で教育を受けさせた。中学3年の進路相談では、成績はふるわなかつたが生活面に非行がなかったために、単願推薦で私立高校に進学することをすすめられる。「極端なことを言えば、オール1でもいいんですよ」という中学校担任教師の進路指導があった。そこで、一度は私立学校進学を考えるが、卒業まで責任をもって指導してもらえるのか、また、卒業後の就職先決定まで指導してもらえるのか、という不安が解消されず、進学を断念する。このことは母親の次の言葉に明らかであろう：「高校でどこまで面倒を見てくれるのか」「本人に力がないわけですから、お宅のお子さんは困りますと言われたら、どうしたらよいのだろうか」。

進学させることを断念した後、自立に向けて訓練場面の選択を始めることになる。母親が用意した最初の場面は、調理教室で労働体験をさせることであった。選択決定の背景としては、指導者が障害児の指導をめざしていたこと、食べるということは一生必要であるから職業には直接結びつかなくとも自立には関係が深いと考えたこと、があげられる。結果的には、そこで3年の経験を積ませることになるが、お弁当の下準備、盛りつけ、配達などを順次指導された。その後、アトピーが重くなったこと、同年齢の友人をもたせたいと考えたこと、などにより、オーナーと障害児2人の他は手伝いの親だけという狭い環境から新しい経験のできる環境を求める決断をする。

次の教育訓練の場面として、母親は通信制高校の課程を取り入れた私塾の教育を選択する。その背景としては、本人が好きな野球を指導場面で多く取り入れていたこと、アルバイトの紹介を積極的にすすめていたこと、があげられる。アルバイトの経験は、“家具の据え付け”と“おしごりの洗濯・たたみ直し”などであったが、時間に几帳面であること、休まず出勤することを評価されたという。結果的には、アルバイトが運転免許取得と両立しないとみて私塾を3年で中退させることになるが、運転免許は取得させることに成功する。

母親は運転免許の取得までの過程を意義深いものと考えており、仕事に活用することは考えていない。本人も、当面、運転には関心がない。

## ③ 入職に関する方針

「知的障害者として生きさせる方法は本意ではないが、力不足の状態で就職するには手帳が必要である」と考えたという。地域障害者職業センターにおける相談を通して、療育手帳による支援を受ける道を選ぶ。

## 2) 本人の障害受容

### ① 学校時代の経験

中学校まで、学業面での遅れは顕著であった。いじめの対象となったということは、なかっ

たという。運動は好きで学校の部活動にも参加していた。推されて部長を務めたこともあり、言われたことは誠実に取り組むことが特徴であったが、本人は学校時代には信頼できる人と出会ったことがないという評価をしている。こうしたことからみると、対人関係ではつらいこともなかったかわりに、特によいこともなかったようである（彼によれば、現職場で信頼できる人とめぐり会えたという）。

### ② 学校から職業の世界へ

彼にとって大きな経験は、中学校卒業後の実習やアルバイト、サークルなど、親が選択した場面によっている。こうした流れの中で、働くことを習慣として受け入れたといえる。

### ③ 療育手帳の問題

自分で計画するという意欲に乏しく、何を目標にしたらよいのかについての意見を持っていない。そのため、常に課題を呈示し、支援することが必要である。

しかし、療育手帳について、B1氏自身は就職の時には役に立ったが、「（就職したら）もう一人前だ」という気持ちが強い。

## 3) 職務遂行上の問題

入職3年目の現在、商品の補充や商品と伝票の照合、商品の配送準備などの商品管理業務を担当している。B1氏の目下の職業上の問題は、本人によれば、キーボード入力でキー操作を間違えること、あげられているだけである。型番、商品番号、年種、デザイン番号、色番号、サイズ番号は全部記憶しているわけではないが、照合に困難はない。ボーナスの査定には、50項目の職務遂行にかかるチェックリスト（本人申告による）も含まれており、「○×半々」という自己評価である。また、早めに出勤して掃除や準備をしている点は好感をもって受けとめられている。しかし、仕事の手順の説明は不明な点が多く、動作や説明が緩慢であることから、職場の配慮により定着を実現したものと推察される。

現在、障害者雇用に関し、実雇用率算定の対象となっており、職場適応の問題を特に指摘されてはいない。こうしたことから、この業務を継続することに関しては特段の問題は指摘されていない。しかし、彼には勤務先販売店舗への転勤の希望や給料額で22万円の希望などがある。自己査定の「チェックリストがすべて○になったら」、給料は22万円でもいいという説明であったが、こうした希望の実現の目処は立っていない。面接中に「手帳は何の役にたっているのかと思う」などの発言もあったが、自分自身の特性や職場の配慮を的確に理解してはいないことから、配置転換に際しては、配慮を求める必要のある領域について明確化させることが必要となろう。

## 2. 事例B2：中学校通常学級卒業、さまざまな教育歴を経て、「精神薄弱」者のための職業訓練科入学予定

23歳の女性。中学校卒業後、フリースクールを経験したうえで単位制高校に入学、卒業。放送大学中止。パートバンクの紹介で短時間勤務の仕事についたが、経営者の死亡により離職。現在、生活設計の見直しをしている。

面接調査では、非常に協力的で積極的な構えであった。言葉はよどみなく流れたが、当初は、構えがあって自分のペースで思いつくままに話すという状況であった。次第に虚勢を必要としなくなり、無駄な笑顔も消えて話がかみ合ってきた。話し言葉には不自由がない。話しながら一生懸命説明しようとする余り、身ぶり手振りも加わるが、独特の手指の硬直が観察された。

### 1) 家族の障害受容

#### ① 発達期の障害の概要

小学校5年の時に「LDだと思います」といわれたが、母親は基準の曖昧さに疑問を抱いていたという。確かに、幼児期を思い出せばLDのための13項目のチェックリストに9項目が該当したが、その時から「普通」をめざし、現実に、成長とともに該当項目が減っていったのである。

動作がぎごちなく、話がかみ合わないなどの問題はあるが、教科では音楽や美術を得意としていた。その他の教科は不得意で、成績もふるわなかつたという。

言葉は流暢であり、一見して「よくしゃべる」という印象を与える。しかし、相手の気持ちを読んで応対することが苦手で、コミュニケーションに問題が生じる。したがって、学校時代の問題は、対人関係の調整困難によるトラブルであったという。学業成績は、確かに教科によってムラがあったが、それが中心的な問題ではなかったようである。

#### ② 教育歴の形成

小学校時代の6年間は、4月には「1年預かりますよ、大丈夫ですよ」という担任であったが、進級になると「力が足りませんでした」となり、それを繰り返していたという。中学校では私立学校の受験も試みるが失敗。小学校・中学校を通していじめの対象であり、結局、義務教育の期間、家族の学校に対する不満は大きかった。

中学校の担任は単願推薦で高等学校進学をすすめるが、家族は「学校に行かない生活もある」と、中学校卒業後、フリースクールで2年を送らせることになる。母親としては、学校には行くものであると決めるつらくても行ってしまう、いわば“不登校をできない”という性格的な“硬さ”的な方を恐れたという。

その後、単位制高等学校に入学、卒業まで継続させるが、その間は、社会経験を積ませることを主眼として、喫茶店でのアルバイトや老人ホームでのボランティアを経験させることになる。

本人の強い希望で放送大学に入学を決めるが、後年になって、母親としては「モラトリアム以外のないものでもなかった」という評価をすることになる。

### ③ 入職に関する方針

アルバイトの経験を積ませても、「社会にでる自信を持っていない」状態で就職するには、さらに社会経験が必要であるという母親の観察により、B2さんはパートバンクの紹介で料亭の昼の仲居の仕事を選択する。ここには、彼女のサービス業に対するあこがれが強く現れている。彼女が20歳のこの時点での母親の方針は、経験を積むことで遅れの領域を改善できるというものであったと考えられる。

しかし、体力的にも精神的にも8時間労働に耐えられない、仕事が遅い、手順をのみこむのに時間がかかる、気ばたつきができない、などが改善されず、本人に労働に対する意欲が育つてこないなどと併せて方針転換を迫られることになった。職業自立のみならず生活自立の課題も山積しており、達成の見通しがもてないことから、職業リハビリテーションの支援に加えて障害者福祉の支援を利用することを考え始めるのである。

## 2) 本人の障害受容

### ① 学校時代の経験

彼女は中学時代に周囲と適応していなかった自分の姿を、「人と話したり、つきあうことは嫌いではないが、ただ、中学校までは、学校ではそんなに特別目立つようなことは何もしないのに、何も問題を起こした訳ではないのに、何でもないのに、教室にポツンと取り残されたような……先生には気になるような……一人いるんだけれど何となく（先生にとって）気になる存在……」と説明する。そして、その状況は、小学校からも変わらなかった。彼女にしてみれば、いわれもないことで自分が疎外されているという実感を抱き続けたのである。

中学校卒業後の2年間のフリースクール生活は、教育の場で初めて自分を受けとめてもらえたという経験であったという。彼女によれば、「プログラムがあってスタッフがいるけれども、自分でやりたいことをしていい……そういうところにいたら、やりたいことを自分で決めていく……提案できる……そこにいる間に、いろんな意味で開発してもらった」となる。そこで教育方針は、「ゆっくりマイペースで、1対1で教えてくれた」「勉強と関係ない話でも聞いてくれた」「話が脱線したときにあやまつたら、それも君の個性なんだから、あやまるとはないよといわれた」など、疎外されていた生活から解放された実感にあふれている。人と向かい合うことに並々ならぬ関心があるが、うまくつきあうことができない経験の積み重ねが、この

時に払拭されたといえる。その後に単位制高等学校進学を決めたのは、ここでの“癒し”的経験によっているといえよう。

## ② 学校から職業の世界へ

彼女にとって大きな経験は、中学校卒業後のアルバイトなど、母親が選択した場面によっている。こうした流れの中で、自分の適性を考え始めた点で、体験的な学習の意味は大きい。

例えば、福祉のボランティアでの経験を総括して、「臨機応変ができない、体力的にも難しい、やりがいはあるが精神的に大変、やれるのか自信がない、苦しい」と問題点をあげる。友だちは「やる気があればやれるんじゃない」というが、そのことに疑いをもち始めている。しかし、何に向いているのかを考えたいとしながらも、自分で決定することに対する不安が大きい。

## ③ 療育手帳の問題

学校生活への適応不全はあっても過去のものであるとしており、初回の面接当時は「LDは卒業した」という態度を堅持していた。そこには「学習障害」と呼ばれることに対する拒否があるとみることができる。

### 3) 職務遂行上の問題

調査時点では、パートタイムの仕事として、昼の仲居の業務を担当していた。B2さんの当時の職業上の问题是、本人によれば、手順を覚えるのに時間がかかる、グラスと杯を左右どちらにおくのかをわからなくなる、体力がない、臨機応変の対応ができない、などをあげる。彼女は、わからないときには聞く、「グラスは左、杯は右」と声を出して置くようにする、などで対応してきている。

したがって、こうした問題については当面の解決の方法が明らかになっている。一方で、週3日勤めると疲れてしまう、臨機応変に対応できない、といった状況は変わっておらず、正規職員として採用されるための準備はできていない。

しかし、適職を探索しており、公務、特に郵便局の窓口業務などに関心がある。対人サービス業務にはとっさの判断が必要となること、これまでの失敗経験を総括できていないこと、よくしゃべることをサービス業における適性と理解していることなど、職業適性の理解が十分であるとはいえない。

### 4) 障害受容の深化と職業リハビリテーションの支援の利用

パートタイムの仕事は、経営者の死亡という外的要因によって中断を余儀なくされた。その後、新聞の折込広告等を手がかりに求職活動をする一方で、母親の主導で地域障害者職業センターや職

業訓練校の見学をしている。

当初、「見学は一応のつきあい」で「障害者としては就職しない」と強調していたが、半年余りの経験を通して療育手帳の申請を行うという生活設計の変更をすることになった。その経緯を一連の経験をあげることで確認しておきたい；①「初めて、就職して一人前になりたいと強く希望するようになった」；②地域障害者職業センターで職業評価を受け、「苦手な領域はそれを苦手と認めなければならない」と考えるようになった；③「学習障害」児親の会の紹介で実習した企業で、経営者が障害理解に前向きであったにもかかわらず不採用になった；④その間に応募した仕事は、すべて採用に結びつかなかった；⑤職業訓練校の受験は療育手帳の取得を前提にしており、「取っていらっしゃい」と自信をもっていわれた；などである。そして、最後の決め手は、療育手帳を申請した場合、友人たちが態度を変えるのではないかという不安を否定するための確認を友人に直接行ったことによっている。しかしながら、これらにも増して、こうした変化の最も大きな要因は、母親の障害観の変容であり、わが子の障害受容のために一連の経験場面を用意したことであった。

こうした経緯で、現在、療育手帳を申請し、障害者職業訓練校の入学許可を受けて、来るべき求職活動に向けて準備中である。この時点で、仕事は仕事と割り切って、好きではあるが苦手なサービス業を避けること、人づきあいは仕事ではなく交友関係の中で深めること、を受け入れることができるようになっている。

### 3. 事例B3：小学校通常学級、中学校特殊学級を経て職業訓練校卒業、療育手帳は申請せず

精神薄弱者通勤寮で支援を受けながら職業自立をめざしている（21歳現職入職、4年目）。

本事例は療育手帳を交付されておらず、一般求人で入職しているという点では、厳密にいうと職業リハビリテーションの支援を利用しているという事例ではないかもしれない。しかし、精神薄弱児養護施設、精神薄弱者通勤寮からグループホームへと生活自立を達成し、さらに単身生活を志向している過程で通勤寮指導員やグループホーム世話人の支援を得ており、入職に際しての公共職業安定所の支援を含め、支援のネットワークの中で就労の継続を実現している点において、ここに位置づけたものである。

面接調査では、協力的で積極的であった。特に好きなコンピュータの機種を説明する過程では言葉によどみがなく、自慢したい気持ちが端々に認められる話しぶりであった。しかし、思いこみが強く、固執的なものがあり、そこには“硬さ”が認められた。

## 1) 本人をめぐる状況

### ① 家族の概要

母親は本人14歳の時に、父親は15歳の時に家出により行方不明になっている。3人きょうだいの第1子で、妹が2人いるが、3歳年下の妹は看護見習いとして病院に住み込み、5歳年下の妹は精神薄弱者児童施設に入所している。きょうだいで一緒に生活したいという希望はあるが実現していない。

### ② 教育歴の形成

小学校特殊学級に2年生まで在籍、遠隔地の居住施設（精神薄弱児童養護施設）へ入所するための転居にともない通常学級に編入したが、遅れのために卒業は15歳であった。

中学校は特殊学級を3年間で卒業した。

19歳で職業訓練校金属工作科を修了後、訓練校からの紹介で就職した。給料は月額100,000円であったが、成年に達したため精神薄弱者通勤寮に措置されるための転居にともなって2年で退職、公共職業安定所経由で現在の会社に入職した。

## 2) 本人の障害受容

### ① 生活自立をめざして

身の回りのことなど、基本的な生活習慣は確立しており、寮でも自治会の副会長としての役割を担っている。ワープロソフトを持っていることから、話し合いのまとめを文書化するなどは好んで取り組む。しかし、まとめるのは文章だけであり、対人関係のまとめはできない。パソコンに興味があり、見本市にはよく出かけるが、誰かと一緒に行くと「自分が思うようにできないから嫌だ」という背景には、対人関係調整が不得手であるという自己理解がある。「つれて行けば、気を使わなければならない」が、そうするとパニックになり自分の興味関心どころではないということのようである。こういうB3氏に対し、寮の他の利用者が彼をリーダーとして認めているということはない。しかし、彼自身は寮のグループ行事にはほとんど参加しており、人についていくことには関心があるものと思われる。

### ② 障害受容の問題

趣味はコンピュータであるというが、実はゲームである。通勤寮の指導員によれば、できる範囲はせまいが、「こんなにできる」と思いこんでいる面があるという。ワープロで手紙を書くといつても、一つの手紙に1ヶ月以上かかるのが実状である。「精神薄弱」者にはできないと思いこんでいる人は過大評価をするが、本人は、その過大評価がうれしい。コンピュータを持っていること、表計算ソフトも持っていることが誇りである。しかし、ソフトを使っているわけではなく、それをを利用して、例えはこづかい帳をつけようと考えているわけでもないこと

に注目しなければならない。

### 3) 職務遂行上の問題

現在の仕事は、職業安定所の紹介による。「コンピュータの制御盤の部品の配線、シークエンスの図面を見て……（大手電気）会社の下請け……図面の読み方は会社で教えてもらった、圧着機を使いますから、前の仕事とは違います、主に配線チェックの方をやっています、図面を見ながら回路が作動するのかどうか」という説明はよどみがない。仕事の面白さは毎回違った盤を扱うという新奇性にあるという。「普通の仕事は同じものですから……（この仕事は一つずつ違う）……検査もシークエンサーといってコンピュータみたいなのがある」など、好奇心も旺盛である。勤めて4年の現在であるが、振り返ると入職後1～2年で一人前になったという自己評価である。

B3氏本人は「注意されたりすることはない」という説明をしているが、周囲の見方は異なっており、会社側からすると問題がないわけではないという。批判の第一は、周囲への気遣いに欠ける点である。通勤送迎バスが8：30スタートのところを29分に乗る。遅れるわけではないが、他の従業員を待たせることになるのに対し、「8時半に出るんだからいい」と主張する。会社側は「早く来て待っている姿勢が欲しい」のである。批判の第二は、コミュニケーション・スキルが身についていない点である。会社には「仕事をしに行っているので、挨拶や返事は仕事ではない」と主張する。仕事は好きであるから、時間がきたら自分で（勝手に）仕事を始めるが、時間がくるとやはり勝手に終わる。しかし、休憩時間に集まても職員の輪の中に入るわけではなく、仕事をやっていいるかポツンとつたっているかのどちらかである。15人しかいない職員の「和」を乱すところが目立ってしまうというのである。

グループホームでは挨拶をする。B3氏にすれば「職場でもしている」と言う。しかし、どうやら会社では聞こえないくらいの小さい声で言っているらしい。相手からも挨拶をもらうという「挨拶のセット」とは考えていない点では会話の原則が理解できていない。

彼の場合、一般求人で入職しており、通常の昇給ベースで上がっていくことが予定されている。現在のところ、仕事に対する構えにはとかくの批判はあるが、達成水準では問題がなく、「あいつはそういう奴だ」という見方を周囲が受け入れることを待っている状況である。周囲に「あいつは、そういうやつなんだ」というような“割り切り”があれば、現在の仕事を継続できるかもしれないという見通しは立っているとみてよいだろう。しかし、定着できたとしても、昇給ベースを同等に扱うのかについて、また、昇進のポストを用意できるのかについて、将来的に問題が起こるかもしれない。

### 4) 障害受容と今後の展望について

人とのつきあい方で注意されたりすること、ほめられたりすることについて場面をあげることができず、周囲の評価には無頓着であることがわかる。

学習意欲は旺盛で、パソコンのプログラムについて通信教育を受けた経験があり、「基本的なことは把握していないので……またやるかもしれない」という意識である。

こうした自己理解は、今後、修正を余儀なくされることが予測される。というのは、一般求人枠での採用であれば、同期の人と比較すると昇進が遅い、不本意なポストについている、上司は理解してくれない、同僚は理解してくれない、給与やボーナスが低く査定された、自分の仕事に他の人が干渉してくる、などの不満に対処しなければならない場面が今後おこってくるものと思われるからである。こうした場面での指導・援助が必要となるであろう。

### 第3節 学校紹介で入職した事例

#### 1. 事例C1：中学校通常学級、専門学校音楽科卒業後、入職

20歳の男性。専門学校卒業後、学校紹介でコンピュータ用紙の加工の仕事に、正規職員として採用された（18歳：2年継続）。

面接調査では、協力的で誠実な態度であったが緊張が強く、言葉を探すことが多かった。言語表現は得意でなく、作業工程の説明がうまくできず、説明することに一生懸命で、時には質問の意味が分からなくなることがあった。こうしたことから、彼が会話の流れにのることができるかどうかは、相手が受容的な態度で彼にあわせて言葉を選ぶスキルを持つかどうかに依存している。また、内容に関係ないところに話が転換することもあり、相手の話し方によっては会話の継続の困難も予想される。面接に先だって録音の許可を求めたところ、そばにいた母親の方を見てどのように対応したらいいのかについて指示を求めるそぶりを示すなど、明確な指示がないと自分の判断に自信がもてないという一面が現れている。

##### 1) 家族の障害受容

###### ① 発達期の障害の概要

暗記を必要とする教科が苦手で、「読み」や「読解」に困難があることから応用問題も苦手としており、学習面に遅れがあった。また、動作が遅い、自己主張がない、などがあり、小学校ではいじめも経験している。人なつこい反面、人に対する適切な距離感覚をもっていないことが、トラブルの原因になったこともある。

文章を書くのは苦手だが、ワープロを使うとうまくできるなど、困難に対処する方法を見いだしている分野もある。

## ② 教育歴の形成

小学校・中学校で“いじめ”があった。この背景には、「学習障害」の問題があったという。つまり、学習面では、「本当にできないのか、手を抜いているのか分からぬ」という教師の評価があり、対人面では「受容的な人が相手でないとコミュニケーションがもてない」という母親の評価がある。

高校進学を考える際に、専門学校を選択する。この学校は、自閉症児の統合教育をめざしており、社会自立のための教育・指導に期待したのである。C1氏の希望はタイプ科であったが、希望者が多かったために音楽科に変更した。小学校時代から楽器には親しんでいたが、譜面の読み方や楽典、音楽史は学校でやっただけでは追いつかない状況に対し、家庭教師をつけたという。

結果的には、学校選択に間違いはなかったとする理由として、次のような教育方針があったことをあげる；①学習面では習熟度別のコースを設けて個別対応を重視した、②英語検定や漢字検定、硬筆検定などの資格に挑戦させた、③生活指導を重視した。このことは、入社に際し、会社の方針に関する冊子を配布された際に強く実感したという。つまり、「学歴をひけらかさない」「妙な外国語を使わない」「目上に対する礼節を重んじる」「責任を持って仕事をする」などは、学校での生活指導と一貫していたのである。

## ③ 入職に関する方針

力不足のわが子の就職するに際し、療育手帳の申請も考慮したという。しかし、本人の拒否が強く、また、親として納得できない点があり、一般求人枠での就職を希望することになった。納得できない点とは、「手帳で就職すると、あてがわれた仕事になってしまう」「もっている力がつぶされる可能性がある」「仕事を任せっぱなしにはできないが、だからといって任せられないような存在ではない」「LDの社会的位置づけが明確でないが、伝統的な障害に押し込めるのは適切でない」などである。

就職活動では、職場説明会で本人が「できそうもない」と判断したために受験しなかった会社（2社）もあったが、別の2社を学校紹介で受験して不採用となった。その後、新聞広告により学校が仲介して受験し、採用された。

親としては、「学習障害」を説明しても分からぬから、苦手なこと（「動作がのろい」「飲み込みが悪い」「いろいろするかもしれない」「手を抜いているようにみえるがそうではない」）を説明して就職させたという。会社に定着できそうなら、夜勤に対応するためにも会社の近くに土地を買っておきたいという希望はもっている。

## 2) 本人の障害受容

### ① 学校時代の経験

教科では、音楽が好きで運動は嫌いという。家庭電化製品の操作には自信をもっており、パソコン通信をやりたいという希望がある。好んで説明するのは、自身で肯定的な評価のできる経験であり、 “いじめ” の経験についての説明はなかった。

### ② 学校から職業の世界へ

「学校でやったことは必要なかった」と言うが、就職に際し、面接のやり方の練習をしたこと、敬語の使い方、礼儀、言葉遣いについて、1年の時からテストがあったことなどは、役に立っているかもしれないと考えている。運転免許は専門学校3年の12月から8ヶ月かかって（就職後に）取得、試験には7回目で合格している。

### ③ 療育手帳の問題

「手帳は取る気はなかったんです」「なんとなく、かっこ悪い」という気持ちが強い。その理由は、彼の教育経験によっているものが大きいと考えられる。つまり、彼の発言によれば、手帳をもっている人は「自閉症の人」で、「自閉症の人たちはパニックになる」から、彼らとは「一緒に扱いにされたくなかった」と理解できる。身近に重い自閉症児を見て生活した経験の影響であろう。

## 3) 職務遂行上の問題

就職1週間で「動作がのろい」「いわれたことをちっとも覚えない」「手順の飲み込みが悪い」とから、「来なくていい」といわれた。ここで継続できたのは、C1氏が何と言われようとも出社したこともあるが、母親は入社に際しての学校からの口添えが大きかったと考えている。

インチで材料をセットする作業では、インチへの変換値を覚えておかなければならない。彼は、電卓を持って計算しながら作業した。父親は、はじめのうち、一覧表を作つて対応させたが器用に使いこなせなかった。彼によれば、「14と7／8インチの計算は、まず分数を計算して整数を足して25.4をかけます……377ミリくらいかな（正確には378ミリ）」となる。最初は操作の方法をノートに書いていたという。職場の人も書いてくれたが、ノートがなくても何とかできるようになるまでに4ヶ月くらいはかかっている。

彼は「慣れるまでに時間がかかる」「大丈夫そうかなと思うようになったのは3ヶ月くらいたった頃」「最初の半年は涙がでそうになったよ」「半年よくもったなあ」と振り返つて入職当時の状況を説明する。終業時刻の5時までに仕事の手順が悪いと残業してノルマを達成しているというが、ほとんどの日に残業しており、終了は早くて7時半、遅いと9時になる。

また、夜勤業務のために運転免許が必要（深夜帰宅のための交通機関の確保）で、取得をせかさ

れていたが、合格したものの自信がなく、練習が必要な段階である。

機械を動かせるようになりたいという目標があるが、現実はまだ熟練に時間要する状況で、上司には、結構、怒鳴られることが多い。それに慣れなかった頃は「お父さん、会社でもいじめがあるの？」とこぼしたこともあるという。

就労の継続の課題は、会社の教育訓練の仕組みに乗っていけるかどうかという点と、勤務時間内に終了すべき作業を残業して間に合わせている状況に対し、上司並びに同僚がいつまで理解を示せるかという点であろう。

## 2. 事例C2：中学校通常学級、専門学校の課程を修了して入職

19歳の男性。専修学校を卒業後、学校紹介により、卒業直後に正規職員として採用されたが、1年後に離職：依願退職扱。現在、地域障害者職業センターで職業準備訓練の後、求職活動中。

初回の面接調査では、協力的で誠実な態度であったが障害者ではないという構えが強く、努力と克服の過程の話に偏りがちであった。作業工程の説明がうまくできず、時には質問の意味が分からなくなることがあった。こうしたことから、彼が会話の流れにのることができるかどうかは、相手が受容的な態度で彼にあわせて言葉を選ぶスキルを持つかどうかに依存している。また、内容に関係ないところに話が転換することもあり、相手の話し方によっては会話の継続の困難が予想された。

入職した事業所から雇用期間を1年限りとするという連絡があつてはじめて、彼自身の言葉で入職直後からうまくいっていなかつた事実が明らかにされるなど、障害の受容に関する問題が大きな障壁であったといえる。本研究の面接調査の協力者であった経緯で、離職前後から面接を再開・継続することになった。結果的には、職業リハビリテーションの支援を利用する決断をすることになったが、その後の面接や一連の検査・訓練では「できないことは、できないとうけとめる」ことが課題として計画された。

現在では、療育手帳を交付された翌日から携帯し、交通機関の運賃割引に利用するなど、障害に対する頑強なまでの忌避観は一転し、母親を驚かせている。

### 1) 家族の障害受容

#### ① 発達期の障害の概要

3歳時検診では8ヶ月の遅れを、就学時検診では言葉の遅れを指摘されている。また、構音障害があり、小学校1年から「言葉と聞こえの教室」に通級し、指導を受けている。

小学校4年で小児科を受診したきっかけは、小学校の授業中、しばしば“自分の世界に入り込んでしまう”ことによっている。例えば、授業中に下敷きをハンドルに、定規をギアにして運転のまねを始めるが、その時は「頭がぼーっと先生の言ってることが分からなくなる」

という説明だったという。この時期は漢字が覚えられない、自信のない課題には取り組まない、などが主訴であった。構音障害の状況は、濁音の判別が難しい、ハ行の発音が明確でない、書字ではハ行とア行の混同が起こる、などであった。小児科での診断の後、教育研究所を紹介され「学習障害」を診断されている。

父親によれば、離職前の状況は、不器用というより動作が緩慢で作業能率は悪いが、障害であるのか個性の範疇なのかについてはなんとも言えないということであった。

## ② 教育歴の形成

義務教育の間は通常学級に在籍させるが、「学習障害」と診断された後は、社会性を身につけさせることを目標として、親元から離して自立生活を体験させるなど、通常の学校以外にも教育場面を求めさせている。

中学校卒業後の進路選択にあたっては、興味・関心にあった技能を身につけさせて将来の職に結びつけることを重視し、専門学校に進学させている。その背景には、“療育手帳をとらずに生きる力を身につけさせる”という強い信念があったという。こうした経緯により、暗記に困難があり、漢字の読みが十分でないながら、好きな自動車の整備士資格を卒業時に取得させたのである。その他にも、各種資格を多く取得した彼に対する家族の信頼は大きく、現在でもその期待は変わっていない。しかし、職場では作業に対する集中力の持続や速度に問題が生じて離職することになった。

## ③ 入職に関する方針

通常学級で教育することを選択した家族は、本人の好きな自動車のメカニズムの学習に動機づけ、さらに関心を高めるような指示的な教育方針を持っていたという。自動車製造工場の見学などを家族で計画したこともその一環であった。父親によれば、「車が好きなことと自動車を整備する仕事につくことは別のことであるから、車の知識を積んでいって整備ができるようになれるのかについては心配していた」というが、専門学校を卒業し、学校紹介で就職する方法を選択した。

本人の離職後、職業適性検査等の結果により職業リハビリテーションの支援の利用をすすめられるが、その時点では、両親ともにそれが適切であるという結論を出すことができなかった。母親によれば、家庭ではいろいろなことができるのだから、職場でもできるんじゃないだろうかという思いは、その後も続していくのである。

# 2) 本人の障害受容

## ① 学校時代の経験

常に目標を掲げ、その達成に向けて努力をし続けるという意味で、絶えず緊張状態を続けて

今日に至っている。しかし、目標のすべてを達成できたわけではない。努力しているにもかかわらず成績が思ったように伸びないことから、「高校には行けないと思った」となる。

学校時代から、受容的なおとなとは個人的な関係を結ぶことはできるものの、家族の教育目標にも関わらず、そうでない友人とは没交渉である。つまり、不特定の他者から自己を防衛する構えができており、家族や先生など、親和的なおとな以外に他者との関係は成立しにくい。したがって、学校生活では、個人的な課題達成の流れにしたがうことはできたが、他者との関係に適応したとはいがたいものがあったのである。

### ② 学校から職業の世界へ

自動車整備士の資格を取得して就職するという職業科の課程では、整備士資格と運転免許が入職を保証することになる。したがって、資格の取得をめざして“頑張る”延長上に職業の世界が待っているはずであった。しかし、2ヶ所を受験するが不採用となり、在学中の職場実習先での採用も決まらなかった。そこで問題点は、握力が足りない、背が低いために高いところに手が届かない、言葉の受け答えがうまくできない、などがあげられていた。最終的には学校紹介で学校の後援会事業所に採用されることになったが、なかなか折り合いがつかなかったという。

### ③ 療育手帳の問題

「学習障害」の原因について、小学生の時に説明を受けている。しかし、努力をする自分に自信を持っており、“努力により希望が実現できる”という信念を固く抱いてきた。したがって、数々の資格は彼の誇りであった。自動車整備と運転免許に関する限り、資格があっても資格が保証する職務遂行力が十分でないという現実は、受けとめきれなかったのである。

離職後、検査結果を踏まえ、入職経路の選択肢の概要、特に職業リハビリテーションの支援の利用について説明を受けた結果、その時点では「SOSを出す（=障害者の雇用の促進等に関する法律の定める精神薄弱判定を受ける）のがいいんじゃないかな」「手帳を取らずに求職活動をしたい」という結論を出した。その背景には、彼自身にも、「日常の生活自立には困難はないが、仕事では支援を求めなければならないのかもしれない」という理解があったといえる。

## 3) 職務遂行上の問題

入職8ヶ月で自動車整備業務から配置転換され、板金業務を担当することになった。彼の職業上の問題は、身体が小さく、手が届かないことで作業に遅れる、協同作業のテンポに合わせられない、動作が緩慢で一生懸命やっているように見えない、などの作業遂行力の問題と、大勢の会話についていけない、気がきかないなどの対人関係の問題が会社側から指摘されている。

これに対し、本人は資格と実力のギャップを十分承知しており、「頑張る」というものの、ギャッ

プの解消の目処がたっているわけではなく、特に対人関係の問題には目が向いていない。

学校紹介で入職した経緯があるために、会社側も職場定着に向けて配置転換をするなどの配慮をしたが、本人や家族、会社側の努力の方向が一致しているからといって、定着の見通しがたつわけではなく、離職に至る。

#### 4) 障害受容の深化と職業リハビリテーションの支援の利用

「SOSを出す」のがいいかどうかはやってみて考えるとしながらも、時間がたつと「精神薄弱判定を受けなくてもすむのではないか」という気持ちと「やっぱりダメかもしれない」という気持ちの間で揺らぎ、いわば“堂堂巡り”からぬけだせない状況が続く。つまり、一般求職でいくには自信がなく、判定を受けるには思いきれないが、判定を受けずにやっていく自信を確認するには職に就いてみなければならない、というわけである。「失敗するのが怖い」ことから一步も踏み出せない。

その後、公共職業安定所での求職活動で希望の条件に合致する求人がなかったこと、求人情報誌や縁故採用の道を模索したが実現しなかったこと、雇用保険の支給が終了したこと、何よりも彼自身が求職活動に自信を失ったこと、により8ヶ月に及ぶ一般求人で入職する活動を断念する結果となった。

現在は、地域障害者職業センターで職業準備訓練の後、職務試行による入職をめざすことに方針転換している。職業準備訓練に参加した経験により、これまでの障害受容を修正する結果となった。訓練生に軽度の知的障害者が多かったこと、彼らと話があったこと、彼らが療育手帳を取得していること、などによっている。彼らとの交流を通して障害に対する構えを捨て、自分自身と向きあうことが可能になったといえる。こうした過程で療育手帳を取得し、職業リハビリテーションの支援に加え、障害者福祉の支援を利用することになったのである。

### 第4節 支援を利用しなかった事例

#### 1. 事例D1：中学校通常学級、寄宿制高等学校卒業、初職は縁故で入職、現職は広告で入職

18歳で初職に入職するが7年目に退職、25歳で現職入職

本人よりの聞き取り調査が実現しなかった事例である。その理由は、障害並びに障害者に対する拒絶反応が極めて強かったこと、また、現時点では職業生活継続の困難に当面していないこと、があげられる。初職は継続できなかったが、自己開拓により現職に入職しており、現時点では職業リハビリテーションの支援を必要としない事例とした。

## 1) 家族の障害受容

### ① 発達期の障害の概要

集団保育では多動で落ち着きがなく、言葉が遅かったが、心配になったのは4歳頃であったという。人間の絵が年齢相応に描けない、関心のないことには見向きもしない、指示したところに視線がいかない、などであった。児童相談センターでは「普通域」であるといわれるが、文字に関心を持たず、数唱ができない、ルールを理解できない、などの問題を持って就学する。

小学校では着席はしているが、先生の指示に関係なく自分勝手なことをしている、文字を“ます”に入れて書くことが苦手、手腕の協応が困難、などがあった。認知の発達に問題があると診断され、小学校5年生からは視知覚の訓練にも通わせている。

### ② 教育歴の形成

小学校・中学校は通常学級であった。小学校1～2年時の担任教師からは、「こんな子をよく普通学級にいれましたね」と言わされたが、その時に問題となったこととしては、周りの子どもに「ちょっかい」を出す、文字が読めない、書くのが苦手、繰り上がりが理解できない、などであった。しかし、その教師の産休補助で赴任した教師は「クラスの中では聞き取れていよいようだが、1対1であれば結構分かります」と個別対応をした結果、繰り上がり、繰り下がりが理解できるようになったという。D1氏も放課後の個別の指導を楽しみにするなど、問題の一部は解消された。しかし、状況判断や場面理解には困難があり、いわゆる問題行動が続いていたという。一例をあげれば、電車のレールに石をおく、禁止された場所で遊んだけがをする、などである。

地域の中学校は大規模であり、荒っぽい気風であったことから、私立中学を受験させるが失敗、結局、地域の中学校に入学する。ここでは、生活指導を要する子どもが多い学校であったために行動上の問題は目立たなくなったが、モノを隠される、からかわれる、などの対象であり、帰宅すると荒れることが多くったという。卒業後の進路の問題を親子で話し合ったときには、「まだ、働きたくない」「勉強は嫌いだけど学校の方がいい」ということから、進学を決断する。

寄宿制の高等学校に進学させた背景には、他者の影響を受けやすい子どもであるという認識が母親にあり、問題行動を引き起こさない環境を保障することを第一に学校選択をした結果であったという。しかし、酒やタバコなどの問題に加え、“使いっぱしり”として先輩から使われる存在であるなど、問題は解消されなかった。状況にあわせられない、「停学」になることを考えても行動を抑制することができない、などの社会規範からの逸脱の問題が顕在化したといえる。寄宿舎をでて下宿されることになったが、下宿先の大家が生徒の扱いに手慣れており、一定程度の落ち着きを取り戻したという。

### ③ 入職に関する方針

卒業後の希望は、「パン職人になる」ことであったために、縁故で就職先を探すことになった。職人を希望するようになったのは、母親が中学校時代から手に職をつけることを本人に考えさせ、職場を見学させてきたことによっている。

## 2) 職務遂行上の問題

パン職人になることをめざし、最初の3年は順調であった。技能も習熟し、菓子パンの担当として処遇された。問題が起こり始めたのは4年目以降である。フランスパンの担当に挑戦したが、うまくいかなかったこと、後から入ってきた職人が彼の技能を追い抜いていくこと、給料がやすかったこと、車がほしくなったこと、仕事に身が入らなくなったこと、などである。店長によれば、彼がフランスパンの担当になれない理由として、技能的な問題でなく、意欲や根気の問題をあげる。しかし、母親は、左右の手腕の協応の悪さ、つまり左右の力の差が棒状にパンを練り上げる作業に適切ではないという問題を指摘する。後から来た職人に追い抜かれた原因がこうした問題によるのであれば、本人の不満とは別に、努力によって解決するのは困難な課題であろう。こうしたことから、彼の関心は幼少時から好きだった車に向けられることになったのではないだろうか。

店長によれば「車を買ってから落ち着かなくなったんですよ」という。駐車禁止の場所に駐車して出勤するが、違法駐車の取締があれば車の移動をしなければならず、仕事どころではないことになる。店の周囲に駐車場はなく、禁じられたのにもかかわらず、彼は「車が持てないんだったら、何のために働いているのか分からぬ」と主張する。車の買い替えの時、ローンを利用しようとする彼に対し、親から借金をして月々返済する形を取らせたが、返済は滞っているという。

車に無線をつけ、無線仲間との交信で労働条件の悪さを指摘されると、離職の説明がもっともらしくなる。当初の目的や問題点はもはや棚上げされ、パチンコに凝り始めるなど、退職に向かって加速していくことになった。紹介者があつての就職であったが、「後輩だった者にノコノコついていくことはできない」という彼に対し、最終的には紹介者も「他の仕事を経験するのもいいかもしれない」となり、7年目に退職した。

現職は新聞の折込による。スーパーマーケットのチェーン店への配達業務であるが、給料35万円は初職の2倍にあたり、一応の満足を得ている。同僚が休んだときにその分を引き受けと50万円近くになるという。初職入職の時に単身アパート生活を始めており、実家には寄りつかなくなっているために、問題がみえにくくなってしまっている。しかし、初職で問題となったことは、現職では業務上関係がないことから、当面、継続の見込みがたっているといえよう。

## 2. 事例D2：中学校通常学級、専門学校卒業後、さらに専門学校在学中

本人よりの聞き取り調査が実現しなかった事例である。その理由は、障害並びに障害者に対する拒絶反応が極めて強かったことがあげられる。この場合、その教育歴と関連が深いと考えられるが「障害児（彼の場合には自閉症児と同義）」と「普通の子」との間でいずれにも身をおくことができない自分自身をもてあまし、アイデンティティが混乱したまま方向を見失ってしまった事例であるといえる。彼が自分の中に確立した区別（差別）の構造の中で、自らががんじがらめになってしまったのである。したがって、母親よりの聞き取りの結果のみからまとめることになった点は、事例の検討として不十分であるといわざるをえない。しかしながら、多くの「学習障害」児が多かれ少なかれ持っている問題の典型例として分析する意味が大きいと考えた。

彼の場合、入職時期の見通しはたっておらず、今後とも困難が大きいと考えられる。この事例は、唯一、就労の問題を扱っていないが、入職をめぐる問題として、職業リハビリテーションの支援は論外であるとしながらも学校の支援も利用できないD型であれば、同様の問題がおこる確率は高いといえる。

### 1) 家族の障害受容

#### ① 発達期の障害の概要

小学校2年で通常学級の進度についていくことができなかった。算数の計算は繰り上がりや繰り下がり、かけ算九九に問題はなかったが、行や列を揃えることに困難があるために計算が不正確となるなど、書くことの問題があった。その他に、「読解」を苦手としていた。

#### ② 教育歴の形成

小学校1年からの遅れに対し、小学校3年からは、テレビで紹介された私立学校に転校されることになる。このままでは遅れが深刻になるという母親の思いは、指導方法や指導体制に独自の方針を持つ教育機関として、魅力的に映ったのである。その学校は小学校中学校一貫で自閉症児と健常児の統合教育をめざしており、彼にふさわしい教え方が示されたと感じたという。

転校後の1年間、彼は障害児学級に在籍した。「学校が楽しい」というそれまでに決してできなかった体験をし、主として「わかる」ことを通して自信を持ったといえる。その結果、指導者側からの期待も大きく、4年生に進級する際に普通学級に編入される。しかし、「字が下手」で「期待に応えられない」ということから、学校に行きたがらなくなる。普通学級では遅れが目立ち、彼によれば「元気な子が多くてうるさくてしかたがないよ」となる。この時期に、自分より「強い者」と「弱い者」を区別し、強い者に対しては萎縮し、話をしたがらなくなるという傾向が彼の中に確立していく。友だちはできなかったという。

小学校6年生で障害児学級に編入され、リーダーとしての役割を与えられるが、「普通の子」

への萎縮と「障害児」への区別を明確にすることになったといえよう。

中学校1年生に進級するときには普通学級に編入を希望し、懸命に勉強に打ち込んでいたという。「でも、行けないことが分かったのでもう勉強はやめた」となる。中学校に進学してからは、「普通でなく、障害でもない」自分をどうしていいかわからないという気持ちがますます強くなっていく。こうしたことは、先生の接し方に対する不満として表現されていく。彼が、当時、よく口にしていた言葉に、「普通の子には見て見ぬふりをするのに、自分たちには注意する……なんでオレたちだけが……」がある。母親によれば、「障害児と一緒に注意されること」が耐えられなかったばかりでなく、「知らない人にそういう自分であることを知られること」が耐えられないという。

障害児クラスでは中学2年生で職場実習が計画されているが、この指導計画を知って学校不信をさらにつらせる事になった。母親によれば「希望していないのに、就職させられるのではないか」という恐れからくる反発があったという。

しかし、中学3年生の時はクラブ活動に参加し、先生との新しい関係ができたことにより、穏やかな時期になったという。

したがって、専門学校に進学してからも、中学校時代の先生にあうと「何をいわれるかわからない」という恐怖に近い感覚を持っており、人の視線に敏感であったという。家族以外の他人に自分の内面を詮索されることが嫌で、彼によれば「お面をかぶってみたい」「適当に言っておけばいい」となる。自分を隠すこと以外に防衛の手段を持たない状況が続いている。

彼にとっては、外国旅行だけが自分を安心して出せる場面であったという。1ヶ月に及ぶ旅行・滞在費用は当然のことながらアルバイトだけでは賄いきれず、親に内緒で学生ローンを利用（15万円／2年間返済の契約）するが返済は滞ることになる。結局は、アルバイトを継続することができず、親が弁済することになった。この旅行は楽しかったらしく、再度の旅行・滞在計画により同じことを繰り返すことになった。学校を休むことが多くなっても学生ローンを利用するうえで、学校を中退することは考えられなかったのである。

## 2) 学校から職業の世界への移行の課題

### ① アルバイトの経験

これまでの経験から、学校に行かずに家に閉じ込もっていれば先生が呼びに来ると思いこんでいたため、学校には行かないが外をうろつくことになった。スポーツ新聞のアルバイト欄で情報を集め、アルバイトを始めたこともある。高額の収入を保障する夜間で短時間の仕事を探すようになり、補導されるなど、生活は不安定さを増していくことになった。配達業務のアルバイトについてもあるが、「仕事がのろい」ことで継続できなかった経験を持っている。

また、学生証が欲しいために学籍をおいているものの、欠席が多いために学校紹介で就職することには困難が大きい。こうしたことから、職業リハビリテーションの支援なく就労すること

とは困難であると思われるが、職業リハビリテーションの支援を利用する可能性は現時点では全くない。

## ② 移行の課題

自分自身に対して不安が大きく、目標が持てないのが現状である。転校した私立学校では、指導により「わかる」経験をし、自信を持つことができた。しかし同時に、【「注意される」＝「嫌われている」「目をつけられている」＝障害児】という思いこみを形成することになった。こうした不安傾向は、失敗回避動機と結びついて「やってもダメだからやらない」という態度を形成するに至った。

困難に当面すると義務教育の頃までは「閉じ込まる」傾向がみられたが、次第に「ものにあたって解消する」という方向へと転換していったという。また、学生ローンにしても「ばれるのは困るが、ばれなければよい」という発想は、道徳性の発達の未熟さを示唆すると同時に、行動を規制するものに対する感情的な反発を処理できない未熟さを示唆するものである。不適切な生活態度に気づかせて、現実生活への再適応を図る指導が重要であると同時に、受容的な大人との人間関係を作ることが急務である。こうした準備のうえ、職業の世界への移行のために、具体的な職場経験場面に即した支援が必要となる事例である。

## 第5節 事例が示唆すること

第Ⅱ部第1章で検討した事例では、入職の時点で障害受容の問題に直面することが予想される子どもたちであった。彼らは学校在学中にはさまざまな教育形態を模索しつつ、教育の継続を図ることが可能であった。しかし、彼らに共通する特徴をみると、職業リハビリテーションの支援を利用する望ましいことは明らかであった。そこでは、本人の自己理解（障害理解）を深めるための指導が重要であり、一旦、確立したアイデンティティの再構築のための指導・援助が課題となっていた。

これに対し、第2章で検討した事例は、“通常の職業自立のための支援措置”では十分でない人々を対象として、“障害のある人の職業自立のための支援措置”的利用の仕方について検討したものである。しかしながら、ここでも障害受容の問題は重要であり、職務遂行上の課題とあわせて検討する必要があることが示唆された。こうした障害受容と職務遂行上の問題は、類型化について検討していくうえでも重要な論点となる。すでに、“「学習障害」のある者の職業自立をめぐる議論の到達点”の項においても、「支援の利用の仕方からみた現行制度適用上の問題」と「支援の利用の限界に関する問題の背景」について考察されているが、ここでは、さらに事例と類型との関連を明確にし、職業リハビリテーションの課題を検討したい。

## 1. 支援の利用の仕方からみた現行制度適用上の問題

### (1) 通常の新規学卒に対する支援の制度

発達の遅れに偏りがある青年が職業的自立を達成する上で、学校教育以外の特段の支援を必要としない場合もあるだろう。学校教育は、見方によれば、それ自体が職業的社会化の仕組みといえるからである。この場合、職業安定法（第25条並びに第33条）の定めるところにより、学校は職業安定行政との連携に基づく指導・援助を行う（第Ⅰ部第2章）。青年自身は、この仕組みを利用して職業選択をすることになる。本報告書で検討した事例では、学校紹介で就職した事例（C1）がこれにあたる。

典型的な「学習障害」児が青年期に至って、なお典型的な「学習障害」者である場合、つまり、知的には遅れがなく、あらゆることができるのに、特別に「読字」だけが困難（もしくは「書字」だけが困難、もしくは「計算」だけが困難、など）という場合には、こうした苦手な領域をさけた職業選択が可能である。そして、例えば、配置転換等で苦手な領域を職務としなければならないといった事態がおこらない限り、職業リハビリテーションの支援制度は必要としないだろう。もっとも、これは職業生活の維持・継続までを問題にしない場合の現時点における見通しに過ぎない。

一方、C1と同じように学校紹介で就職したが初職継続に困難があった事例（C2）の場合、初職入職時には数々の資格を持ち、「全般的な知的発達に遅れがない」とされていた。しかし、特定領域の困難をさけて入職したわけではなく、資格に求められる職務の遂行ができなかつたために、学校紹介でも困難を補償できない事例となつた。職務遂行力を問われて離職したわけであるが、「できないこと」を受けとめることに困難があったために、職業リハビリテーションを利用するまでに長期にわたるカウンセリングが必要であった。この事例は支援の制度の利用に関する類型を変更した事例でもある。

### (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律の支援制度

#### ① 制度を利用する場合

これは、現行の療育手帳による、もしくは障害者の雇用の促進等に関する法律が定める「精神薄弱」者を対象とした支援を利用して就職する場合に該当する。第Ⅱ部第2章でいえば、A型やB型がこれにあたる。IQの総合評価値では顕著な遅れがあったわけではないが特殊教育を受け、療育手帳を取得して新規学卒として就職した事例（A1）、同じく特殊教育を受けて療育手帳を取得し、新規学卒として就職し、27年が経過した事例（A2）と学校卒業後、種々の経験を経て療育手帳を取得し、地域障害者職業センターを利用した事例（B1、B2）、精神薄弱通勤寮で自立をめざす事例（B3）が検討された。

制度を利用する場合でも、その入職経路はさまざまであることが明らかとなつたが、ここでも障害受容の問題が指摘された。療育手帳を取得し、学校紹介で入職した点で、A1とA2は共通

しているが、就労の継続という点でみると、勤続年数の長いA2に比べてA1は将来の展望に対する見通しに不安があることが示唆された。この不安は、A1では自らの障害理解と関連していることが明らかとなっている。

また、B1・B2・B3とともに就労の継続の不安定要素として、障害理解の問題が指摘された。特にB2では、通常の入職をめざしながら職業リハビリテーションの支援の利用を選択する過程で、職務遂行力の問題を含めて障害を受けとめるための支援の重要さが指摘された。

## ② 制度を利用しない場合

支援を必要とする場合でも、現行の療育手帳による、もしくは「障害者の雇用の促進等に関する法律」が定める「精神薄弱」者を対象とした支援は求めないという場合がある。ここでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の措置の枠外にあるC型とD型の場合がそれにあたる。こうした事例は、本人に対する支援を利用しない類型であることに加えて、雇用主に対する制度化された調整機能が弱い、あるいはそれを持っていないという特徴がある。したがって、雇用主に配慮を求めていても、その意向を十分に伝えられない、という問題を常にかかえている。ここで、家族が求めている配慮を挙げていくと、『時間をかけて丁寧に教えてほしい』『教え方に配慮してほしい』『長い目で見てほしい』『ジョブコーチやカウンセリングなどの支援がほしい』などとなる。こうした配慮は、A型やB型の場合には、療育手帳の呈示により事業所が行うものである。

ここでは、先にあげた学校紹介の事例に加え、初職には困難があったが現職で継続できた事例（D1）並びに入職それ自体に困難がある事例（D2）を検討した。

D1は困難な領域が特定化され、しかもその領域を避けることができる場合であり、入職に際して興味関心のある領域を選択していても具体的な対応策がたやすくかった事例である。これに対し、「障害」を受けとめることができずに自らの拠り所を見失ったD2の場合、「できないこと」に向かい合うことが困難である点で入職までの支援が必要となっている。

## 2. 支援の利用の限界に関する問題の背景

### (1) 親の「学習障害」観

インタビュー協力者の保護者としての発言の多くに共通するものとして、「障害児と健常児の間の子ども」「グレイゾーンの子ども」であるために、「適切な支援をうけることができない」という見解があった。こうした見解は、「健常ではないが、障害でもない」子どもであるために、適切な支援があれば「健常」と同じように人生を送ることができるという「学習障害」観に支えられており、「おとなになったら、障害でなく個性になる」という希望を形づくる。そのために、子どもを「頑張れば、できるようになる」と励ますのである。こうした場合、親子の目標は、暗黙の内に

「障害者には分類されたくない」ことで一致しているのであるが、明確には意識されていないこともある。

皆が皆、おとなになつたら障害がなくなつて個性になるのであれば、適切な対応をし、励まして「頑張らせる」ことが妥当な教育に違ひない。そして、困難が克服されれば職業リハビリテーションは必要ない。しかし、問題となるのは、発達の遅れが顕著である場合である。発達が遅れていても、時間をかけると課題が達成できるという考え方は、人生80年という時代であっても受け入れ難い場合がある。それは、わが国の平均的な生活設計において、学校を出ると就職することを“もっともらしい”とする見方が依然として強い（望月他, 1992；大根田他, 1994）ことに由来する。はじめて就職する時期が、例えば、40歳であるという職業生活設計がないわけではない。しかし、学校は卒業したが、課題達成が遅れた結果、初職入職が40歳である場合、平均的な生活設計に対して制度化された支援を利用することはできないのである。就職に対する準備が十分でないことで就職が困難になった場合、それを「個性」であるとするには現実は厳しいといえるのではないだろうか。

一方、「障害者として雇用されると条件が悪いので、それは避けたい」という見方がある。「給料が安い」「給料が上がらない」「職位が上がらない」「配置される仕事が限定される」などがそれにあたる。ここでは職務遂行能力に注目しなければならないだろう。職務遂行能力が期待に応えるものであれば、それに見合った給料、職位、職務が配慮されなければならない。通常、職務遂行能力が十分でないことに対する配慮を求める場合、現行制度の支援の対象は若年者か障害者、高齢者に限られている。通常の若年未熟練労働者に比較して、職務遂行能力が十分でないことにより就職が困難になった場合、それを「個性」であると主張するには、やはり現実は厳しいのではないだろうか。したがって、こうした現実と向き合うことを避けることは入職を困難にする。

この場合、「障害者ではない」という見解は、支援を必要としないということではなく、「ハンディキャップに対する支援を求めるニーズはあるが「精神薄弱」ではない」という見解と同義であることが多い。これは、生涯にわたり何らかの支援を必要とするが、「精神薄弱」ほどの遅れはないという見解であり、遅れが軽度であることを強調するものである。しかし、すでに検討されたように、卒業後の経験からこうした見解の変更を余儀なくされる事例もある。このような事例では親の「学習障害」観の修正が望まれる。なぜなら、こうした「学習障害」観が支援の利用を困難にしている場合があることが示唆されたからである。

## (2) 自己同一性の確立と本人の「学習障害」観

こうした「学習障害」観の親に教育された子どもは、親の考え方をそのまま受けとめることが多い。健常者としての自己同一性を早期に確立すると、変更には混乱を伴うことが避けられない。

「特殊学級にだけは行きたくない、なんでもする」ことを目標に掲げて親子で努力してきたために、遅れが顕著である場合でも、もはや障害者としての自己を検討する余地がないことになった事例がある。ここには、意識的にせよ無意識的にせよ、「精神薄弱」に対する、もしくは「自閉症」

に対する区別（ないしは差別）が表現されることになる。つまり、健常者としての自己が崩壊することは認め難く、障害のある者としての自己を受けとめることは、さらに困難である。学校を出たものの、社会に出るには心もとなく、さらに専門学校に進み、学校の課題はなんとかして親子でクリアしてきた経過においては、親とは異なる人格としての自己を直視することを先送りすることになる。しかし、いつまでも親子の二人三脚ができるわけではなく、仕事には保護者同伴で行くわけにもいかないので、就職を希望する時点で問題に当面することになる。

現実に、問題に直面し、子の障害者としての職業自立を実現するために、親が方針転換を模索し、意識的に子に働きかけ始めた事例がある。この事例では、親の勧めで地域障害者職業センターに相談には行ったが、子は「障害者としては就職しない」と主張した。子には「できることをやっていけばいい」「できることを探す」という判断があるものの、その日の時間をつぶすだけの活動があると満足してしまうために就職には結びつかない。モラトリアムが現代青年の特徴である昨今、「探索する自己」は特に社会的に目立つ存在でも、支援を要する存在でもない。青年期の「学習障害」を特徴づける行動様式として区別することは難しい。職業自立のための援助施設を見学した際にも、「親の顔を立ててつきあう」という姿勢であり、自分の問題としてとらえられない。親の障害観は修正されても、子の意思は堅固である。

また、職務遂行力と職場適応力を問われてクビになり、職業適性検査を受けて適職能の分析結果により療育手帳の取得を勧められても、「SOSは出すのがいいとは思うけれど、アルバイトなどをやってみてから、SOSを出すかどうかを決めたい」というところから踏み出せない事例がある。ここで彼の言う「SOSを出す」とは、療育手帳の取得ではなく、障害者の雇用の促進等に関する法律の定める「判定」であり、職業生活以外には支援はいらないという見解である。「ひとつダメでも、何かむいていることがあるに違いない」「何か自分にあったこと、自分にできることがあるに違いない」という子の思いは、当面、親の経済力と障害観が継続する限り、続くことになる。

このような子の「できないことと向かい合えない」構えは、支援の利用を困難にしており、親の場合と同様、「学習障害」観の修正が望まれる。

### (3) 定義とニーズ

第Ⅰ部で検討したように、定義に不明確な部分があり、それが「学習障害」を単独の障害カテゴリーとして理解することを困難にしている。具体的には、診断基準が曖昧であるために、第1に、「精神薄弱」や自閉症と「学習障害」とを区別することが困難であるという点があげられる。第2に、診断機関によって対応が異なるという点があげられる。保護者にしてみれば、「厳しいことを言ってもらわないと指導を受けた気がしない」から、「何とかあたたかい（希望の持てる）言葉を引き出したい」まで、さまざまである。したがって、了解可能な結果が聞けるまで、あるいは、多くの診断結果を総合して了解可能な結論を出すまで、機関を転々とする結果になることが多い。現実に、これらの点に関する親の会の会員諸氏が共有する情報は、量的にも質的にも多岐にわたって

いる。

文部省の定義には、「障害ではない」という文言は入っていない。むしろ障害として認知する効果を持っているのであるが、保護者の理解には若干のくいちがいがあるように思われる。つまり、 “「精神薄弱」を合併する「学習障害」” については、「精神薄弱」の部分を排除して “低いレベルの「学習障害」” と理解している点がそれにあたる。“「精神薄弱」を合併する「学習障害」” という表記は、独立した障害として「学習障害」を診断する基準が明確になって初めて可能になる。目下、診断可能な障害は「精神薄弱」であり、したがって、“「学習障害」的傾向のある「精神薄弱」” もしくは “「学習障害」によると疑われる「精神薄弱」” というのがもっともらしい表記になるからである。この点は自閉症に関する扱いと類似している。このような理解に立てば、紛れもなく職業リハビリテーションの対象となるからである。

こうした点については、今後の検討課題となろう。しかし、成人した対象者で「精神薄弱」を合併する場合、現行の「精神薄弱」に対する支援制度が有効に機能していることも明らかである。もっとも、それは、受け容れることができる人の場合に限定される。つまり、自己の障害に対する受け止め方が支援の利用を規定しているとみることができる。

#### (4) 類型の移行が示すこと

ここでは、職業自立のために利用する支援を変更する事例があることに注目しておきたい。つまり、類型間の移行があること、それは、職務遂行力と障害受容との関連で、C型からA型へ、D型からB型へという移行した事例である。定義のあいまいさと障害観の問題は現時点で非常に関連が深いが、支援の利用の仕方の変更という視点で検討することが示唆されたといえる。

「学習障害」は、青年期になるとともに状態像が変化していくことが指摘されていたが、類型の移行はそれと対応するものであった。つまり、青年期に至って再評価をした結果、職業リハビリテーションの支援の利用を選択した事例は、発達とともに遅れが深刻になった事例である。こうした事例は、子どもの時の障害が固定されないこと、したがって、入職の際に制度的支援を利用する場合には、子どもの時の診断とは別に、再度の診断を欠くことができないことを指摘する。

#### 【文献】

望月葉子・中島史明・大根田充男 年齢規範の観点からみた青年の将来展望に関する研究 —— 予期された標準的なライフサイクルと職業生活設計をめぐって —— 発達心理学研究 第3巻第2号 pp.81-89, 1992.

大根田充男・望月葉子・中島史明 職業生活設計をめぐる課題 —— 高校生・勤労者・高校教員の調査結果から —— 宇都宮大学教育学部紀要 第44号 第1部 pp.165-199, 1994.